

野良猫へ餌を与える方に守っていただきたいマナーについて

飼い主のない猫（野良猫）に何度も続けて餌を与えるときは、周辺にお住まいの方の迷惑にならないよう、次に示すマナーを守って行ってください。

- 1 餌やりによって問題が起こったときのため、あらかじめ餌やりの責任者と連絡先を伝えておくか医療衛生センターに届け出て市がお渡しする「しるし」を掲げる、餌やりの方法や迷惑とならないような対策について説明する、何か問題が起こったときには誠実に対処するなど、周辺にお住まいの方への配慮を行ってください。
- 2 餌をやる猫をきちんと管理できるよう、周辺にお住まいの方で、また、できるだけグループで、行うようにしてください。
- 3 私有地に勝手に入るなどせず、御自宅や餌やりをすることについて了解をもらった場所で行ってください。
- 4 早朝、深夜を避け、毎日決まった時間にしてください。
- 5 餌やりの場所や周辺を清潔に保つよう、次のようなことに気を付けてください。

- 残飯ごみなどを放置しない、置き餌をしない、猫が食べ切れる量にとどめる、容器などを使う、食べ終わった後は容器などをすぐに回収し、また、周囲に食べ残しがあれば清掃するなど、餌は、適切に取り扱ってください。
- ふん尿などの汚物は、すみやかに始末してください。
- 周辺にお住まいの方の理解が得られれば、猫用のトイレを設置する、こまめに砂を交換するなど、猫ができるだけそのトイレで排せつをするよう、工夫してください。
- できれば、周辺にお住まいの方の庭などにしたふん尿などの汚物も始末してあげてください。

- 6 餌をやる猫は、避妊去勢の済んだ猫、これから避妊去勢をしようとする猫、また、保護、譲渡をしようとしている野良猫だけにしてください。
また、餌をやる猫を増やさないよう、次のようなことに気を付けてください。

- 餌をやる方1人につき5頭以下を目安としてください。
- 管理していない猫には餌を与えないでください。また、管理の記録を取りましょう。
- 避妊去勢や保護、譲渡するために餌を与えるときは、計画を立て、実行してください。
- 万一、子猫が生まれたときは、適切な時期に保護、譲渡などをしてください。

- 7 餌を与えている猫を野良猫のままにしないよう、保護、譲渡などに取り組んでください。

なお、周辺にお住まいの方に迷惑とならない餌やりの方法などがあり、地域の皆さんの理解が得られている場合は、必ずしもこのマナーによる必要はありません。